

# 出産費用の概算とお支払いについて



## 出産費の概算は？

### 正常分娩の場合 約50万～60万円

(概算内訳)	分娩料 (時間内)	200,000 円
入院期間	入院料	約 210,000 円
7 日間の場合	新生児管理保育料	56,000 円
	産科医療補償制度加入料	12,000 円
	分娩に伴う処置・検査・処方等	約 25,000 円
	出生届 (市町村)	2,200 円
	お産セット	8,340 円
	お部屋代 (個室を利用した場合)	42,000 円

※分娩時間により分娩料が変わります。	時間内	200,000 円
早朝・夜間 (午前6時～8時、午後6時～10時) の場合		230,000 円
深夜 (午後10時～午前6時) の場合		240,000 円
休日 (日曜、祝日、年末年始) の場合		240,000 円

### ※個室料金について

2人部屋 1日 2,000 円、個室 1日 6,000 円

### 異常分娩の場合 約35万～55万円

異常分娩 (帝王切開術・産科手術・処置等) により、入院、産科手術等が保険給付の対象となる可能性が高い場合は、加入されている保険者へ「限度額適用認定証」の交付申請を行い、入院時に入院棟1階救急入院受付にご提示下さい。

※上記金額はあくまで概算です。入院期間・診療内容によって金額は異なります。

※「限度額適用認定証」の説明資料は、入院案内パンフレットに掲載してあります。

## 支払い方法は？

退院日に入院棟1階 自動精算機または救急入院受付にてお支払いください。

(土曜・日曜・祝日等に退院される方は、後日担当事務よりご連絡いたしますので1週間以内にお支払いください。)

※ 入院棟1階救急入院受付は、24時間お支払い出来ます。

※ クレジットカードでのお支払いも出来ます。

## 出産育児一時金制度について

出産育児一時金制度とは、健康保険法に基づき、出産に要する経済的負担を軽減する目的で一定の金額が支給される制度です。

- ① 1児につき50万円（令和5年3月31日以前の出産は42万円）  
（在胎週数12週（85日以降）から22週未満は48万8千円）
- ②既に資格喪失した健康保険等から出産一時金等の支給を希望する場合は、入院時に「資格喪失等証明書類」の提示をお願いします。
- ③出産費用が出産育児一時金未満の場合、差額分は保険者に請求することができます。

☆当院では出産される方の経済的負担が軽減される「直接支払い制度」のご利用をお勧めしております。

<直接支払い制度について>

出産される方の同意により、ご加入されている医療保険者（健康保険組合・国民健康保険）へ公立藤岡総合病院が直接、出産育児一時金の請求と受け取りを行うもので、「直接支払い制度」といいます。

退院時に窓口でお支払い頂く金額は、「出産育児一時金」を超えた金額のみとなります。

制度を利用した場合に窓口でお支払いして頂く金額

例 600,000円(出産費用総額) - 500,000円(出産育児一時金) = 100,000円(窓口支払額)

※ **手続きについては、36週頃にご案内します。**

## 当院は「産科医療補償制度」に加入しています

2009年1月1日以降の分娩から分娩に関連して発症した脳性麻痺の赤ちゃんやそのご家族を出産後も引き続きサポートさせていただくため（財）日本医療機能評価機構の運営する「産科医療補償制度」に加入しています。

※当院で分娩をご希望される方は、分娩予約時に必ず「登録証」のご記入、提出をお願いします。

※出産費用についてのご相談、ご不明な点等ございましたら下記へお問合せください。

公立藤岡総合病院      TEL 0274-22-3311（代）

月曜日から金曜日    午前8時30分から午後5時（祝日、年末年始を除く）

医事情報課・産婦人科外来